

税務相談停止命令制度の創設を許さない 運動弱体化の策動に屈することなく署名を広げよう

岸田政権は、税理士以外の税務相談の停止などを財務大臣が命令できる「税務相談停止命令制度」の創設を企図しており、税理士法改定案を今国会に提出し、年度内の成立を狙っています。この制度は「納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置を取る必要がある」ときに、財務大臣が税務相談の停止を命令できるものです。法案が成立した場合、申告納税制度は大きく揺らぎ、民商運動にも障害が発生すると考えられます。

中小業者や建設労働者など様々な団体が税務相談を行っていることについて、財務省は「税理士業務に当たるかどうかは、個別に判断する」とし、民商が行っている仲間同士の税金相談活動が停止命令の対象となることを否定していません。

税務相談停止命令制度は、納付すべき税額を納税者の申告により確定する申告納税制度の下、「自主記帳・自主計算・自主申告」を相談・助け合いによって発展させてきた民商運動と反します。制度の創設は民商運動の弱体化を狙ったものです。命令に違反した者には厳しい罰則で取り締まろうとしています。

私たちは、この策動を許すわけには行きません。今週の商工新聞に署名用紙と募金袋を折り込んだように、長岡民商は春の運動で3つの署名と春季運動資金の募金に取り組んでいます。いずれも私たちの営業と暮らし、未来に関わる重要な署名であり、民商を維持するために必要な募金です。このうち、税務相談停止命令制度の創設に反対する署名は「納税者の権利擁護を求める緊急署名」です。同時に、インボイス実施中止、消費税5%への引き下げを求めています。民商運動弱体化の策動に屈することなく署名を広げ、制度の創設を阻止しましょう。



昨年12/1以降にコロナ陽性が判明した場合
共済入院見舞金請求の添付書類について
全商連共済会は、共済会加入者がコロナ陽性となった場合、入院はもちろん、自宅療養も入院見舞金支払いの対象としています。

昨年12月1日以降に、検査キットまたは医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することが出来る書類の添付が必要となります。

国・県が定めている療養期間は、発熱など発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日を1日目として数える7日間です。

自宅療養期間が7日間(規定日数)の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERISSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

自宅療養期間が8日間以上の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERISSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

②7日間(規定日数)を超えて療養した理由を記した役員確認書

入院した場合

新型コロナウイルス以外の傷病で入院した場合と同様、病院の請求書または領収書を添付することにより請求可(75歳未満の加入者が31日以上入院した場合は、退院証明書または診断書の添付も必要です)

注意事項

コロナに感染したら、全県に設置された陽性者登録・フォローアップセンターに自ら登録することが求められています。右記のように、入院見舞金請求の際には書類添付が必要となるため、必ず登録してください。ご不明な点はお問い合わせください。